

都道府県知事 殿
政令市長

環境省水・大気環境局長

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行等について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）については、平成22年4月の現行法の施行から5年が経過したことから、平成27年12月に今後の土壤汚染対策の在り方について中央環境審議会に諮問され、平成28年12月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」（以下「第一次答申」という。）が中央環境審議会で行きとめられた。この第一次答申の内容を盛り込んだ土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」という。）が平成29年5月19日に公布され、改正法第1条については平成30年4月1日から施行されることとなった（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成29年政令第268号））。また、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第269号。以下「改正令」という。）が平成29年10月25日に、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第29号。以下「改正施行規則」という。）、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成29年環境省令第30号。以下「改正処理業省令」という。）、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成29年環境省令第31号。以下「改正指定省令」という。）及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第32号）が平成29年12月27日に公布され、いずれも平成30年4月1日から施行されることである。

については、改正法（平成30年4月1日施行分）等の厳正かつ実効性のある施行に向け、参考とすべき事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、貴管下市町村、汚染土壤処理業者及び指定調査機関にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 法改正の趣旨

土壤汚染対策法については、平成22年4月の現行法の施行から5年が経過したことから、平成27年12月に今後の土壤汚染対策の在り方について中央環境審議会に諮問された。これを受け、同月、土壤農薬部会に「土壤制度小委員会」が設置され、平成28年3月から、自治体、産業界等からのヒアリングを行いつつ、今後の土壤汚染対策の在り方について検討が進められ、同年12月には、同小委員会における検討を踏まえた第一次答申が

なされたところである。

第一次答申において、土壤汚染対策に関する課題として、

- ・工場が操業を続けている等の理由により土壤汚染状況調査が猶予されている土地において、土地の形質変更を行う場合に汚染の拡散が懸念されること
 - ・要措置区域において、土地の所有者等が実際に実施した措置について、都道府県知事（改正令による改正後の土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）第9条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）が事前に確認する仕組みがなく、不適切な措置の実施等のおそれがあること
 - ・形質変更時要届出区域においては、たとえ土地の状況からみて健康被害のおそれが少なくとも土地の形質変更の度に事前届出が求められ、また、基準不適合が自然由来等による土壤であっても指定区域外に搬出される場合には汚染土壤処理施設での処理が義務付けられていることなど、リスクに応じた規制の合理化が必要であること
- 等が指摘されている。

これらの課題を解決するため、改正法では、土壤汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置を講じたところであり、改正法の概要は以下のとおりである。

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合（軽易な行為等を除く。）には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3. リスクに応じた規制の合理化

(1) 健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針についてあらかじめ都道府県知事の確認を受けた場合、工事ごとの事前届出に代えて年1回程度の事後届出とする。

(2) 基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

※施行期日：1～3. 公布の日から2年以内で政令で定める日、4. 公布の日から1年以内で政令で定める日（平成30年4月1日）

第2. 法改正（平成30年4月1日施行分）等の内容

1. 法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象となる事業場の敷地の明確化

改正法第1条による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項本文の土壤汚染状況調査は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全ての区域が対象となる。

「工場・事業場の敷地」とは、原則として、公道等（私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。）により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。ただし、公道等に

より隔てられている場合であっても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスが行われている等、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地として取り扱うものとする。また、都道府県知事は、既に法第3条第1項ただし書の確認（一時的免除）を受けている土地についても、土地所有者等からの情報提供や要請に応じて、調査の一時的免除の範囲の明確化や見直しについて、必要に応じて適切に対応されたい。

2. 有害物質使用特定施設を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力

有害物質使用特定施設における調査については、土地所有者等に義務が課されているが、有害物質使用特定施設設置者と土地所有者が異なる場合があり、有害物質使用特定施設設置者の協力が得られない場合に、使用等されていた物質や位置の特定に支障を生じていることがある。このため、有害物質使用特定施設の使用廃止時等の調査が適切に行われるよう、有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類、使用等されていた位置、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく定期点検等において異常等が確認された場合の記録等の情報を提供するよう努めるものとする（法第61条の2）。

3. 土地の形質の変更の届出に併せて行う土壤汚染状況調査の結果の提出

法第4条の手續において汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行えるようにするため、土地の形質の変更を行う者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状態について、あらかじめ指定調査機関に調査させて、土地の形質の変更の届出に併せてその結果を都道府県知事に提出することができることとした（法第4条第2項）。

土地の所有者等の全員の同意は、当該届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとした（改正施行規則による改正後の土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第25条の2）。当該同意については、土壤汚染状況調査に係る請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類により代えることも可能である。

本規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合には、法第4条第3項の土壤汚染状況調査の結果の報告の命令の対象とならない（法第4条第3項）。ただし、土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、法第3条第1項に定める方法で調査が実施されたとはいえず、法第4条第2項に基づく提出がされていないものと考えられ、この場合において規則第26条で定める基準に該当する場合には、法第4条第3項に基づく調査結果の報告を命ずることが可能である。

4. 土地の形質の変更の届出に併せた土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料の提出

調査の対象となる土地が規則第26条で定める基準に該当するかどうかについて、公的届出資料等の行政保有情報に基づき判断することが基本と考えられるが、法第4条第1項の届出時に届出義務者が土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む

資料を提出した場合は、基準の該当性判断の際に活用できるものとする。

5. 法第4条第3項の調査命令の手続

法第4条第3項の調査命令の手続に要する時間を明確化する観点から、調査命令を発出する場合の当該事務処理に係る標準処理期間を適切に定めて公表することが望ましい。なお、都道府県等が標準処理期間内に事務処理を行うためには、届出の際に適切な情報が提出されている必要があることに留意が必要である。

6. 台帳

区域指定が解除された際には、措置の内容等と併せて区域指定が解除された旨の記録を解除台帳の調製等により、既存の要措置区域等の台帳とは別に残すことで、措置済みの土地であることを明らかにするとともに閲覧可能とし、土壤汚染状況の把握を行う際等に活用できるようにするため、都道府県知事は、要措置区域等について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳（以下「指定台帳」という。）に加え、区域指定が解除された要措置区域等の台帳（以下「解除台帳」という。）を調製し、保管することとする（法第15条第1項）。

更に、指定台帳又は解除台帳（以下「台帳」と総称する。）の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないこととする（法第15条第3項）。

(1) 指定台帳の調製

指定台帳は、帳簿及び図面をもって調製することとし、要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定された際に要措置区域等ごとに帳簿及び図面を調製することとした（規則第58条第1項及び第2項）。この際、当該区域に係る帳簿及び図面は一の土壤汚染状況調査が行われた調査対象地ごとに調製するものとし、調査において土壤汚染が飛び地状に判明した場合も、一の要措置区域等としてまとめて指定台帳を調製することとされたい。

指定台帳の帳簿の記載事項は、規則第58条第5項各号に定めたとおりであるが、「少なくとも次に掲げる事項」とあり、法の趣旨の範囲内において、その他の情報を記載事項とすることを妨げるものではない。

(2) 指定台帳の消除及び解除台帳の調製

解除台帳は、帳簿及び図面をもって調製することとした（規則第58条第1項）。

要措置区域等の全部又は一部の指定が平成30年4月1日以降に解除された場合には、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を指定台帳から消除し、区域指定が解除された当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を調製することとした（規則第58条第3項）。ただし、平成30年4月1日より前に消除された指定台帳の情報についても、法第61条第1項に基づき、保存し、必要に応じて提供することが望ましい。また、土壤汚染状況調査の過程の全部又は一部を省略して指定された要措置区域等について、当該省略した調査を改めて実施した結果、土壤汚染がないことが判明し、指定の事由がなくなると認められる土地については、法第61条第1項に基づき、解除台帳に準じた情報を保存し、必要に応じて提供することが望ましい。

解除台帳の帳簿の記載事項は、規則第58条第6項各号に定めたとおりであるが、「少なくとも次に掲げる事項」とあり、法の趣旨の範囲内において、その他の情報を記載事項とすることを妨げるものではない。

解除台帳の図面は、規則第58条第8項各号に定めたとおりである。

解除台帳の帳簿の記載事項又は図面には、指定が解除された時点における指定が解除された要措置区域等の全部又は一部に係る情報を記載するものとする。

解除台帳の帳簿については、規則において特段の様式を定めているものではないが、解除された要措置区域等に係る帳簿に規則第58条第6項第2号から第4号までに掲げた事項を追加して調製することも可能である。

(3) 解除台帳の訂正

都道府県知事は、解除台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正しなければならないこととした（規則第58条第9項）。

「解除台帳の記載事項に変更があったとき」とは、要措置区域等の一部の指定が解除され、当該範囲に係る解除台帳が調製されている状況で、更に要措置区域等の指定が解除される場合に生ずることが見込まれる。

(4) 台帳の保管

帳簿及び図面であって、要措置区域に関するもの、形質変更時要届出区域に関するもの、指定解除要措置区域に関するもの又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管されなければならないこととした（規則第58条第4項）。なお、ここにいう「区別して保管」とは、閲覧の際に情報として区別できる状態を指し、それぞれの帳簿及び図面を区別できる形で保管する必要はあるが、帳簿及び図面をもって調製されるそれぞれの台帳を別冊として保管することまでを求めるものではない。

7. 搬出届出情報及び搬出変更届出情報の伝達

積替えの場所及び保管施設（以下「積替え、保管施設等」という。）のある経由都道府県等には当該施設に係る情報がない。積替え、保管施設等における汚染土壌運搬状況の把握の観点から、法第16条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書（規則様式第16又は様式第17）の届出を受けた都道府県知事は、当該届出の情報について、当該届出書に記載されている積替え、保管施設等のある都道府県知事に対して、当該届出書（規則様式第16又は様式第17）の写しを郵送又は電子メールで送付する等の方法により速やかに伝達されたい。

8. 管理票の写しの保存

管理票の写しの保存については、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、書面の保存に代えて、電磁的記録による保存を可能とした。

9. 汚染土壌処理業者における処理に関する情報公開の促進等

汚染された土壌の処理の透明性確保の観点から、汚染土壌処理業者は、要措置区域等外の土地の基準不適合土壌も含め、改正処理業省令による改正後の汚染土壌処理業

に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）第7条各号に掲げる記録事項のほか、年間処理実績や処理方法についても公開することが望ましい。このため、こうした情報の公開を促進するとともに、上記の情報公開の内容について、定期的に都道府県知事に報告するよう指導されたい。

10. 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認申請

汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その当該譲渡及び譲受について、都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継することとした（法第27条の2）。

また、汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の場合において当該合併又は分割について、都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継することとした（法第27条の3）。

さらに、汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人が汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して承認を受けることで、汚染土壌処理業者の地位を承継することとした（法第27条の4）。

これらの承認申請に当たっては、処理業省令第14条から第16条までに規定する申請書及び書類を提出する必要がある。詳細については土壌環境課長通知「土壌汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壌処理業の許可及び土壌の処理に関する基準について」（平成29年12月27日付け環水大土発第1712272号）を参照されたい。

11. 指定調査機関

(1) 指定調査機関の事業所の名称、所在地等の変更の届出

指定調査機関の事業所の名称、所在地等を変更しようとするときは、これまで、変更しようとする日の14日前までに届け出ることとしていたところである。しかし、14日前までに届け出ることが困難な場合があることから、これを、変更に係る添付書類とともに、変更後遅滞なく届け出ればよいこととした（法第35条）。

(2) 技術管理者

技術管理者試験合格者に技術管理者証を交付する際には、土壌の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有すること（改正指定省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号。以下「指定省令」という。）第5条第1項第2号イ）等を求めている。このため、技術管理者試験の合格後に引き続き実務経験を積んでから技術管理者になることができるようにする観点から、試験合格者の技術管理者証の交付の申請期間について、合格日から1年以内であったものを3年以内に延長した（指定省令第6条第2項）。ただし、この適用は平成29年度試験の合格者が行う申請からとしている（改正指定省令附則第2項）。なお、実務経験は3年以上必要であることから、合格日より前から実務経験を積む必要があることに留意されたい。

また、技術管理者証の更新の際に書換え手続も同時に行えることとした（指定省令第7条第1項）。

(3) 帳簿の保存

第2の8の管理票の写しと同様に、法第38条に規定する帳簿についても、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、書面の保存に代えて、電磁的記録による保存を可能とした。

12. 報告及び検査

(1) 汚染土壌の運搬に関する報告徴収及び立入検査の強化

汚染土壌について、運搬に関する基準を遵守して運搬（「汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所」での運搬も含む。）され、汚染土壌処理業者にその処理を委託されているか否かを、都道府県知事が確認し、必要に応じ、法第19条の命令を発出することとしているところであるが、汚染土壌の適正処理を更に推進する観点から、この規定を更に活用されたい。なお、第2の7に記載した法第16条に基づく搬出届出書又は搬出変更届出書の写しの伝達を受けた場合には、当該届出書に記載されている積替え、保管施設等についても報告徴収及び立入検査を実施することが可能であることから、当該施設等も含めて報告徴収及び立入検査を実施されたい。また、これらを実施した場合には、その結果を伝達元の都道府県知事と共有することとされたい。

(2) 汚染土壌の処理に関する報告徴収及び立入検査の強化

汚染土壌処理施設に立入検査を行うなどして、法第22条第3項の許可の基準や同条第6項の処理の基準への適合性を確認し、必要に応じ、法第24条による改善命令や法第25条による許可の取消し等の処分を適切に行うこととされているところであるが、汚染土壌処理業者に対し処理状況の報告を求めるなどにより、汚染土壌の処理状況を把握し、適正処理を更に推進する観点から、法第54条の規定を更に活用されたい。

13. 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等

都道府県知事は、土壌汚染状況調査のうち法第5条第1項に係るものについては令第3条の該当性判断を、要措置区域の指定については令第5条の該当性判断を、それぞれ適切に行う必要があることから、都道府県知事が収集等すべき情報として、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報に加えて土壌の特定有害物質による汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を加えることとした（法第61条第1項）。この規定により収集し、整理し、保存し、及び提供する新たな情報としては、地下水の利用状況等に関する情報などが考えられる。

地下水の利用状況等に関する情報の収集に当たっては、水道行政主管部局等とも連携し、飲用に供する井戸、水道事業等の取水施設等の位置を把握するよう努めるものとする。また、飲用に供する井戸等に係る実態の把握等については、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）を参照されたい。なお、土壌環境行政主管部局は水道行政主管部局とも連携し、飲用に供する井戸等の位置の把握に努めるものとすることについては、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課に確認済みである。